

外国人介護人材受入れについて

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

1. 介護人材確保の状況

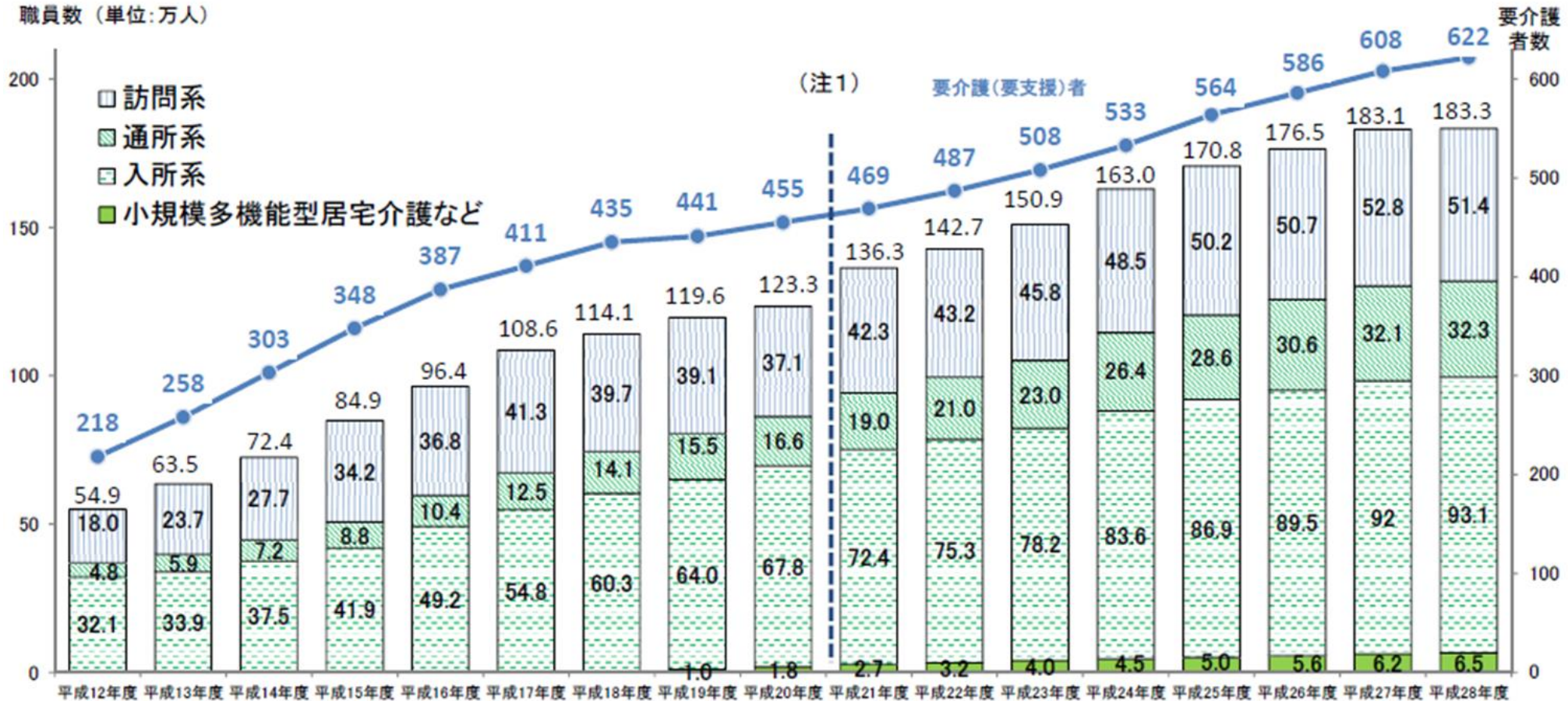
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策

3. 外国人介護人材受入れに関する制度

4. 福岡県の取組

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。

(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成28年の回収率:訪問介護90.8%、通所介護86.8%、介護老人福祉施設92.2%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)

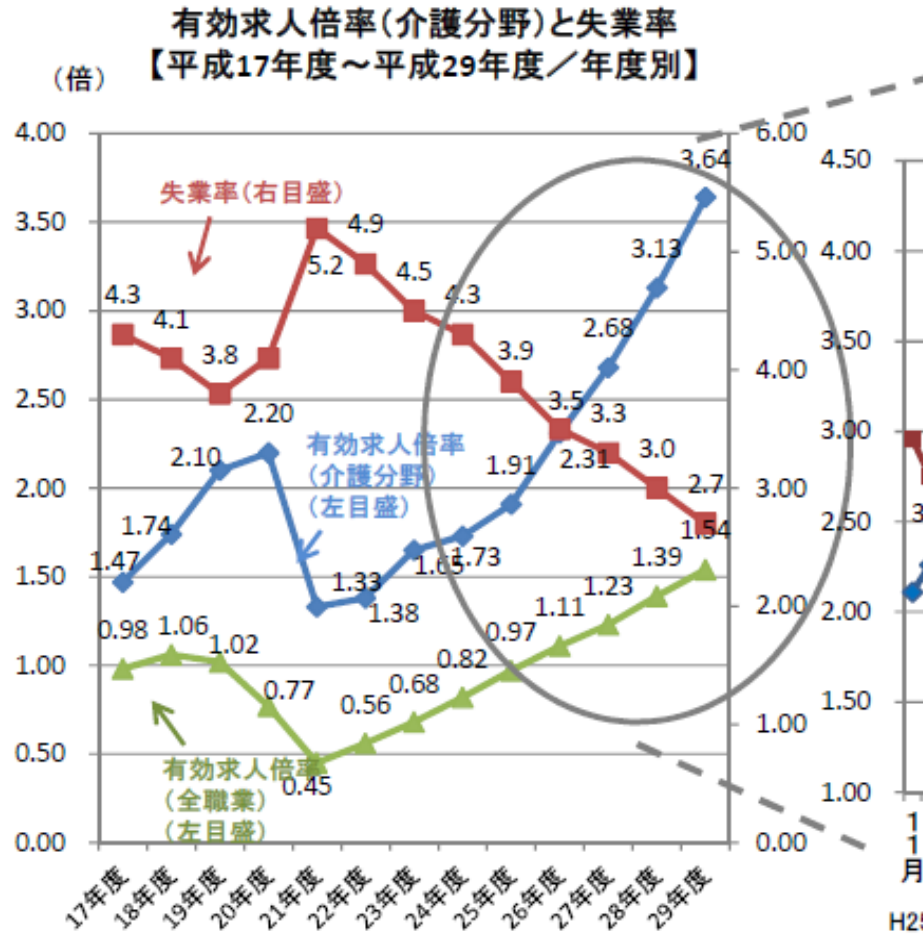
注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業に従事する介護職員数は含まれていない。

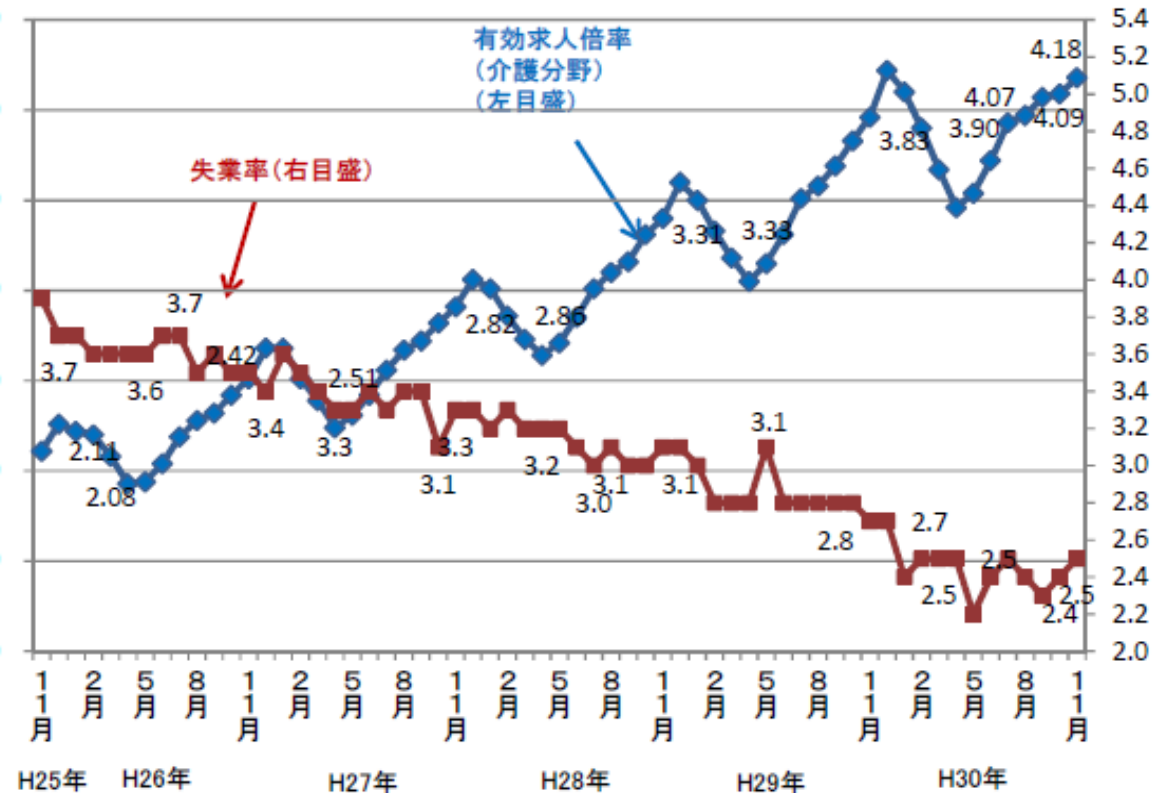
【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



有効求人倍率(介護分野)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成25年11月～30年11月／月別】



注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

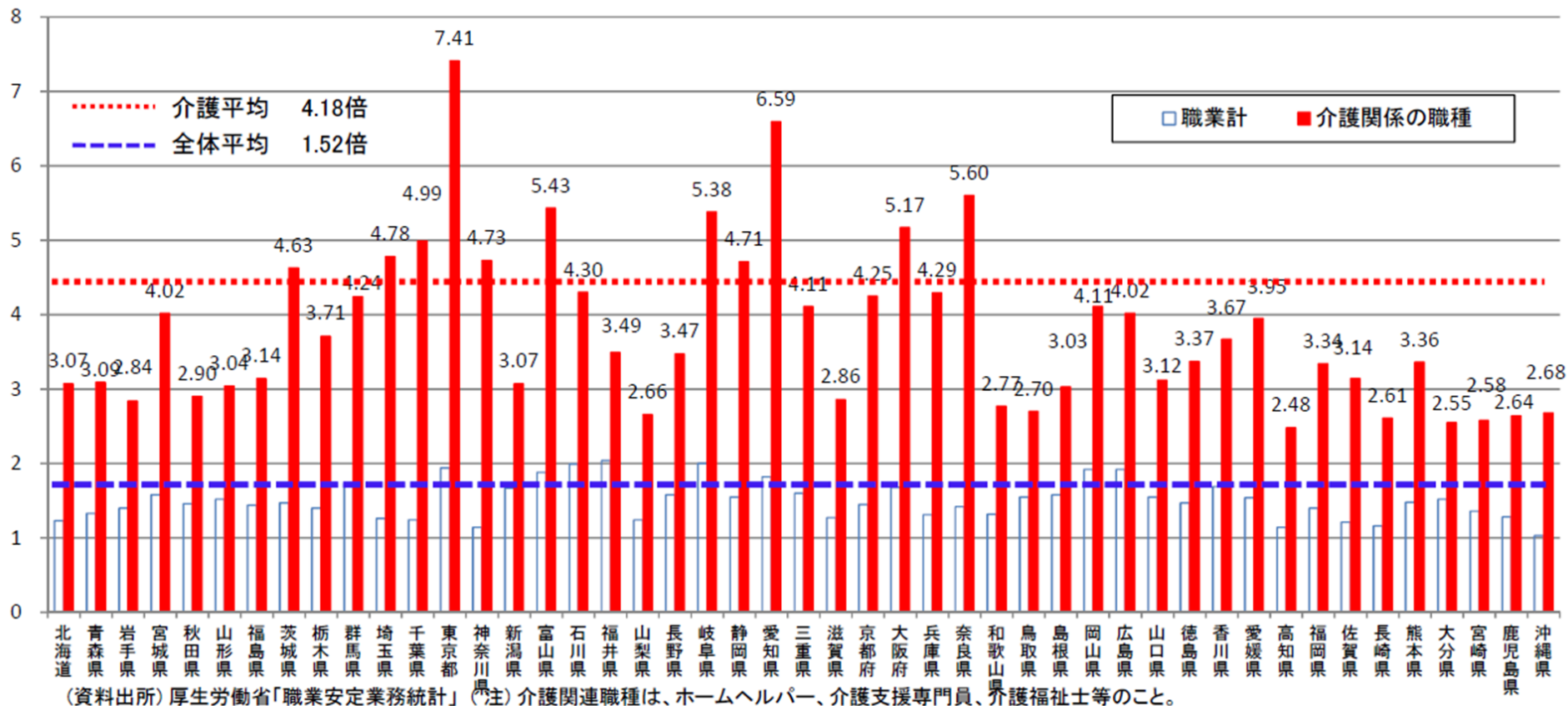
(※1)全職業の数値は「パートタイムを含む一般」の原数値であり、常用のほか、臨時・季節も含んだ全数である。介護分野の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

地域ごとの状況(都道府県別有効求人倍率(平成30年11月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



75歳以上人口は、都市部で急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	福岡県(11)	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人	63.5万人	26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>	<12.5%>	<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人	86.2万人	29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>	<17.1%>	<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)	(1.36倍)	(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

福岡県における介護人材確保の状況

○介護職員数の推移

年度	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
介護職員数	70,253人	72,044人	74,279人	78,095人	80,073人
下段：対前年度		+1,791人	+2,235人	+3,816人	+1,978人

○有効求人倍率の動向

		H29.5	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5
全国	有効求人倍率(季節調整値)	1.49	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
	職業別有効求人倍率 (パートタイムを含む常用) 介護サービスの職業	3.21	3.66	3.83	4.03	4.07	4.16	4.18	4.28	4.47	4.31	4.19	4.06	3.94	4.02
福岡県	有効求人倍率(季節調整値)	1.48	1.60	1.65	1.64	1.61	1.60	1.58	1.56	1.55	1.58	1.59	1.61	1.64	1.59
	職業別有効求人倍率 (パートタイムを含む常用) 介護サービスの職業	2.28	2.51	2.87	3.45	3.60	3.57	3.50	3.17	3.23	3.58	3.52	3.42	3.30	2.91

【出典：全国 厚生労働省「職業安定業務統計」、福岡県 福岡労働局「事例・統計情報」】

1. 介護人材確保の状況

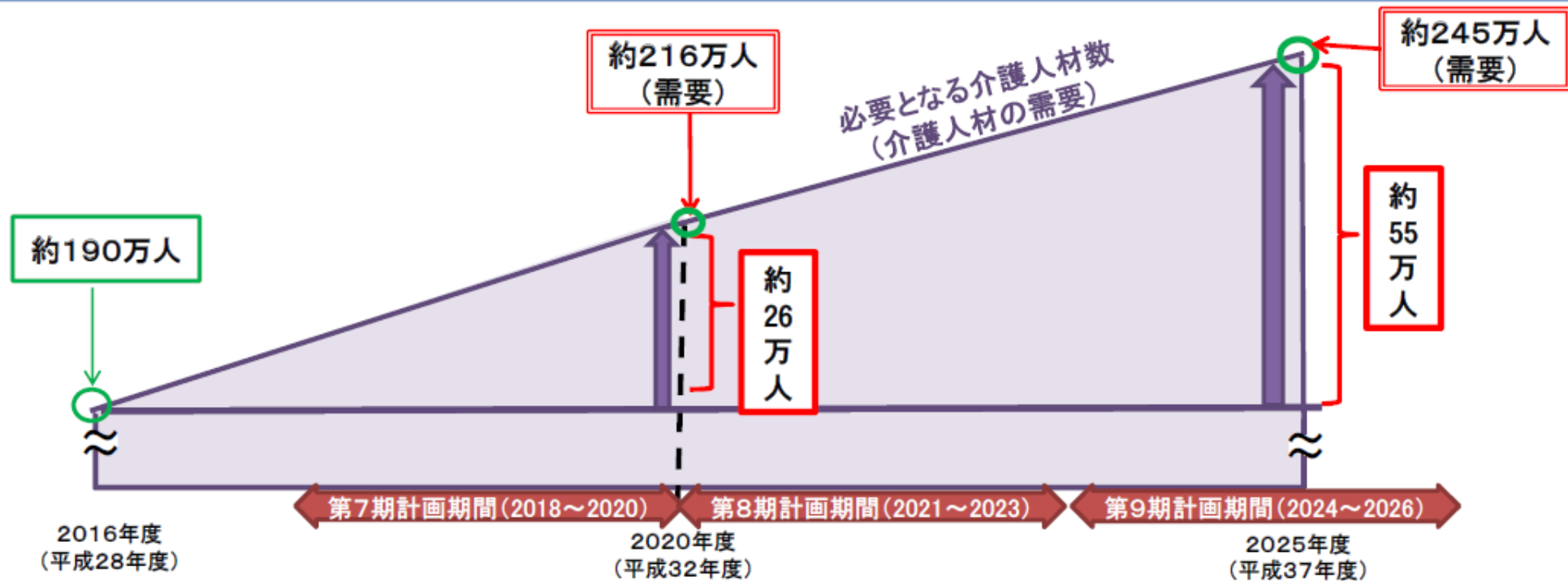
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策

3. 外国人介護人材受入れに関する制度

4. 福岡県の取組

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
 - ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

福岡県の介護人材の必要数

○介護職員数の需要推計

年度	平成28年度 (2016年度)	2025年度 需要見込み
介護職員数 下段：対2016年度	78,095人	95,246人 +17,151人



2016年度の約7万8千人に加え、2025年度末までに約1万7千人
(年間2千人程度)の介護人材を確保する必要がある

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

	これまでの主な対策	今後、さらに講じる主な対策
介護職員の 処遇改善	<p>（実績）月額平均5.7万円の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 月額平均1.4万円の改善(29年度～) 月額平均1.3万円の改善(27年度～) 月額平均0.6万円の改善(24年度～) 月額平均2.4万円の改善(21年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を2019年10月より実施予定
多様な人材 の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援 ○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 入門的研修受講者等への更なるステップアップ支援(介護の周辺業務等の体験支援)
離職防止 定着促進 生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護ロボット・ICTの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 介護職機能分化・多職種チームケア等の推進 ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化 ◎ 生産性向上ガイドラインの策定・普及 ◎ 認証評価制度ガイドラインの策定・普及
介護職 の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ○ 介護を知るための体験型イベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 若者、子育て層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力などの発信
外国人材の受 入れ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)

1. 介護人材確保の状況
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策
3. 外国人介護人材受入れに関する制度
4. 福岡県の取組

外国人介護人材の受入れについての考え方

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定): 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与: 専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
 - ③技能実習: 日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与: 就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、756名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

雇用できる外国人介護職員は介護福祉士の資格を持っている？

外国人介護職員にはずっと働いてもらえる？

EPA EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用 → 6ページへ

資格なし ただし、資格取得を目的としている

資格取得後は永続的な就労可能
一定の期間中に資格取得できない場合は帰国

介護 日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用 → 7ページへ

介護福祉士

永続的な就労可能

技能実習 技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 → 8ページへ

資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

最長5年
※1
※2

特定技能 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 → 9ページへ

資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

最長5年
※1
※2

外国人介護職員は母国での資格や学習経験がある？

外国人介護職員の日本語能力の目安は？

外国人介護職員の雇用にあたって受入調整機関等の支援はある？

外国人介護職員が就労可能なサービス種別に制限はある？

看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定

大多数は、就労開始時点で **N3程度** ※3
入国時の要件は 尼・比：N5程度、越：N3

あり
JICWELSによる受入調整

制限あり
介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能

個人による

一部の養成校 ※4の入学要件は **N2程度**

なし

制限なし

監理団体の選考基準による

入国時の要件は **N4程度**

あり
監理団体による受入調整

制限あり
訪問系サービスは不可

個人による

入国時の要件は
・ある程度 日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力
・介護の現場で働く上で必要な日本語能力

あり
登録支援機関によるサポート

制限あり
訪問系サービスは不可

日本語能力試験の目安

日本語能力	目 安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

○EPAとは？

Economic Partnership Agreement(経済連携協定)の略

→貿易の自由化に加え、さまざまな分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

○二国間の連携強化を目的として、日本の介護施設等で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格取得を目指すもの

①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

○在留資格

「特定活動」

○在留期間

- ・資格取得前4年(4年目に資格取得ができなかった場合も、一定の条件を満たせば1年延長可)
- ・資格取得後、介護業務に従事する場合、家族帯同が可能となり、在留期間の更新回数に制限なし

○雇用して6か月後に配置基準に含められる(N2以上の場合は雇用後すぐ)

①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

○受入れの仕組み

公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS:ジクウェルズ)へ求人登録申請

※受け入れ施設としての要件あり

○福岡県での受入れ状況

- ・H21年度から今年度までの間に介護福祉士候補者112人を受入れ(R1年6月末現在、22施設で86人を受入れ中)
- ・期間満了して国家試験を受験した22人のうち18人が介護福祉士の資格を取得

②資格を取得した留学生への在留資格付与（在留資格「介護」の創設）

○在留資格
「介護」

○在留期間

- ・5年、3年、1年又は3か月
- ・家族帯同が可能で、在留期間の更新回数に制限なし

○雇用してすぐに配置基準に含まれる

②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)

○福岡県内の介護福祉士養成施設における学生の状況

	定員数	学生数	うち留学生	留学生の割合
平成29年度(14校16課程)	1,155人	491人	29人	5.9%
平成30年度(14校16課程)	1,195人	486人	67人	13.8%
令和元年度(15校17課程)	1,120人	471人	155人	32.9%

【高齢者地域包括ケア推進課調べ】

○留学生の卒業後の進路

	卒業者	福祉・介護・医療関係就職者
平成30年3月卒業	6人	6人
平成31年3月卒業	22人	21人

【高齢者地域包括ケア推進課調べ】

○在留資格「介護」の在留外国人数(H30年12月末現在)

	在留外国人総数	うち在留資格「介護」
全国	2,731,093人	185人
福岡県	77,044人	6人

【出典:法務省「在留外国人統計」】

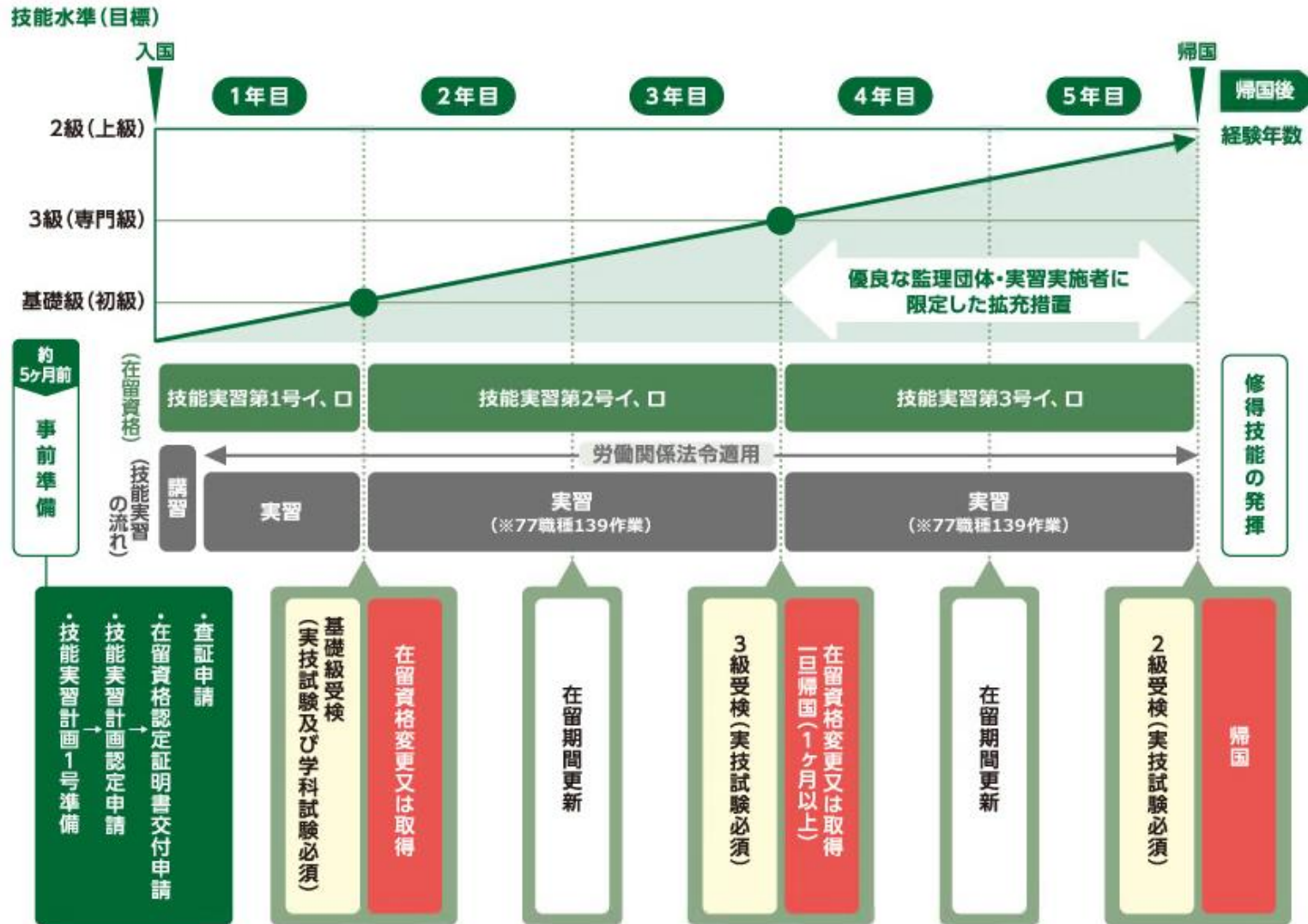
③技能実習制度への介護職種の追加

○在留資格
「技能実習」

○在留期間
・最長5年
・1年ごとの期間更新又は在留資格の変更が必要

○雇用して6か月後に配置基準に含まれる(N2以上の場合は雇用後すぐ)

③技能実習制度への介護職種への追加



※技能実習「介護」の固有要件として、日本語能力要件を満たす必要がある。

＜技能実習第1号＞

日本語能力試験のN4合格者
その他これと同等以上の能力を有する者

＜技能実習第2号＞

日本語能力試験のN3合格者
その他これと同等以上の能力を有する者

③技能実習制度への介護職種の追加

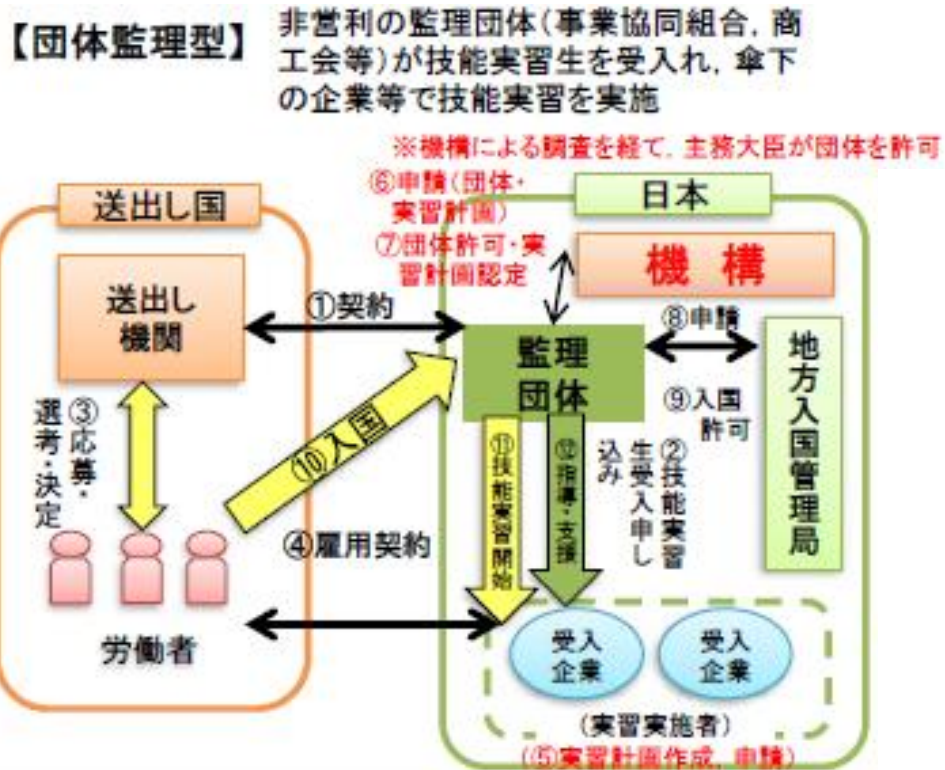
○技能実習「介護」における固有要件

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

③技能実習制度への介護職種への追加

○受入れの仕組み

外国人技能実習機構に許可された監理団体の指導のもと技能実習計画を作成し、同機構による認定を受けることが必要



③技能実習制度への介護職種の追加

○福岡県での受入れ状況

R1年6月末までに外国人技能実習機構に認定された計画のうち、
県内介護施設等で受け入れる計画は107人

老健	特養	グループホーム	老人ホーム	デイサービス	小規模多機能	ショートステイ	病院	その他	計
6	38	9	5	12	2	1	34	0	107

○介護職種受入れに係る許可を受けた監理団体の状況

県内に住所を有する監理団体は23団体(R1年7月4日現在)

④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ

- 入管法改正（H30年12月）により、在留資格に「特定技能1号」「特定技能2号」を追加（H31年4月1日施行）
- 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のため取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れ

④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ

○在留資格

「特定技能1号」

⇒対象14分野に「介護分野」が含まれる

※「特定技能2号」(熟練した技能を要する業務に従事する場合)は対象外

○在留期間

- ・最長5年
- ・家族帯同不可

○雇用してすぐに配置基準に含められる(ただし、6か月間は日本人職員が一体となって介護にあたる、介護技術習得の機会を提供するなど、受入れ施設においてケアの安全性を確保するためのサポート体制が必要)

④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ

○「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」

- ・5年間の受入れ見込み数(受入れの上限)

6万人

- ・人材基準

技能水準:介護技能評価試験等の技能水準

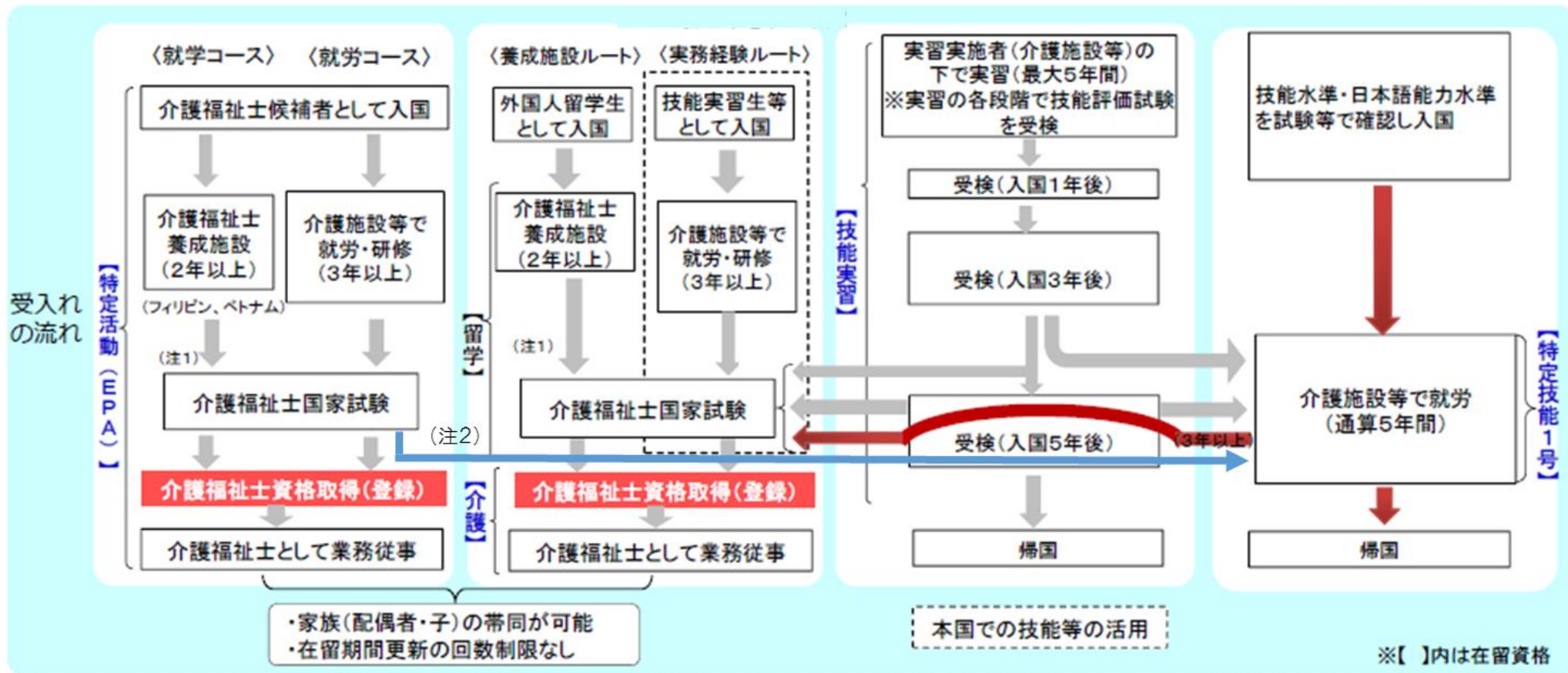
日本語能力水準:国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験
(N4以上)に加えて介護日本語評価試験

- ・従事する業務

身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排泄の介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)※訪問系サービスは対象外

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1～)	技能実習 (H29. 11 / 1～)	特定技能1号 (H31. 4 / 1～)
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2)EPA介護福祉士候補者として在留期間を満了し、直近の介護福祉士国家試験の得点が合格基準点の5割以上であり、すべての試験科目で得点がある場合、特定技能外国人が有すべき技能水準を満たしているとして、試験が免除される。

1. 介護人材確保の状況
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策
3. 外国人介護人材受入れに関する制度
4. 福岡県の取組

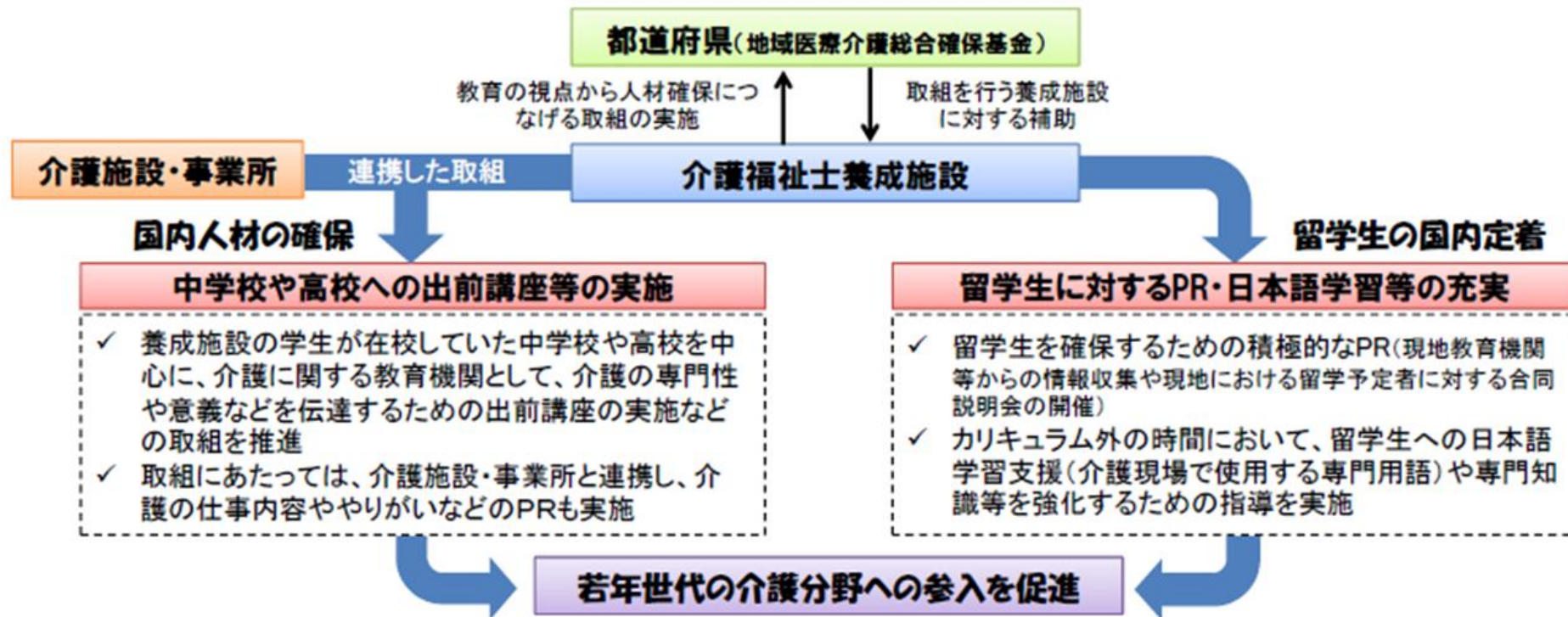
①外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

EPAに基づく外国人介護福祉士候補者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、受入れ施設が行う日本語及び介護分野の専門的な知識に係る学習の支援に要する経費に対して助成

補助上限額		
対象経費	基準額	補助率
日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費	候補者1人につき 235,000円 (入国年度は就労月数に応じて月割計算)	10/10
喀痰吸引等研修の受講に要する経費	候補者1人につき 95,000円	
外国人介護福祉士候補者の研修担当者の活動に要する諸手当	1受入れ施設 80,000円	

②外国人留学生等の参入促進事業

介護福祉士養成施設における、若年世代・留学生の確保のための取組や、留学生に対するカリキュラム外の日本語学習等の取組に必要な経費に対して助成



③外国人留学生奨学金等支援事業

介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、介護施設等が行う奨学金等の一部を助成

補助対象期間	補助上限額		
	対象経費	基準額	補助率
介護福祉士 養成施設 正規の修学期間※1	学費	年額600,000円以内	基準額の 1/3
	入学準備金	200,000円以内(1回限り)	
	就職準備金	200,000円以内(1回限り)	
	国家試験受験対策費用	一年度40,000円以内	
	居住費などの生活費※2	年額360,000円以内	

※1 病気等真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間については補助対象期間に含める。

※2 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

④外国人介護人材受入支援事業

- 県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人を対象に、介護技能等を向上することを目的とした集合研修を実施予定
- 研修内容(案)
介護の基本、コミュニケーション技術、文化の理解、介護の日本語(生活や介護現場で使用する漢字、文章の読み書き、方言、介護記録の読み書き 等)
- 研修体制、実施場所等未定

⑤外国人材受入支援事業

福祉労働部労働局労働政策課において、以下の取組を実施予定

○ 外国人材受入のための企業向け相談窓口の設置

在留資格「特定技能」や技能実習制度においては、理解・遵守すべき法令等が多岐にわたることから、企業向けの相談窓口を設置

○ 外国人材活用に係る企業講習会の実施

外国人材活用における労働基準関係法令や雇用管理等に関する講習会を実施

《参考》国の外国人介護人材に関する事業

○外国人介護人材相談支援事業

介護現場で就労する外国人介護人材を対象に多言語で対応
外国人介護人材を雇用する介護施設等からの相談も可

→令和元年度は公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)が受託
相談窓口専用電話:03-6206-1129

※詳しくは、[国際厚生事業団ホームページ](#)>外国人介護人材相談支援>日本語

○介護の日本語学習支援等事業

入国後の技能実習生等が、N3程度の日本語能力試験に合格することを支援するための自律学習支援ツールを提供するWEBコンテンツの運用、介護の日本語テキストの作成